

## 韓国知的財産ニュース 2014 年 1 月後期

(No. 263)

発行年月日：2014 年 2 月 12 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

### ★★★目次★★★

このニュースは、1 月 16 日から 31 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

※今号はありません。

#### 関係機関の動き

- 2-1 KIPO の「デザインマップ」利用率急増(1. 16)
- 2-2 特許出願 6.2%増加に伴い特許審査担当者再配置(1. 17)
- 2-3 KIPO、「R&D 知財統合支援」事業を推進(1. 21)
- 2-4 「デザイン 3.0-デザイン保護と公正取引」コンファレンス開催(1. 23)
- 2-5 政府レベルで知的財産権保護及び協力体制の強化(1. 27)

#### 模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 LG 化学、日と EU でバッテリーセパレート特許を登録(1. 22)
- 3-2 米裁判所、「サムスンがアップルの自動完成特許を侵害」(1. 22)
- 3-3 中小企業の成長の妨げになる営業秘密流出の平均被害額が 13.2 億ウォン  
(1. 23)
- 3-4 サムスン電子とグーグルがクロスライセンス契約を締結(1. 27)
- 3-5 サムスン電子、エリクソンとクロスライセンス締結(1. 27)

#### デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

#### その他一般

- 5-1 曲がるスマートフォンには曲がるバッテリー(1. 17)
- 5-2 造船海洋特許、量より質で勝負する 때가来た(1. 20)
- 5-3 ブルームバーグ、「世界 1 位の革新国は韓国」(1. 23)
- 5-4 最近スマート眼鏡の特許出願が急増(1. 28)

## 法律、制度関連

※今号はありません。

## 関係機関の動き

### 2-1 KIPO の「デザインマップ」利用率急増

韓国特許庁(2014. 1. 16)

韓国特許庁は、世界のデザイン権情報が載せられているデザイン権ポータルサービス「デザインマップ([www.desisgnmap.or.kr](http://www.desisgnmap.or.kr))」のアクセス件数が昨年に 190 万人と、サービスが本格化した 2009 年比 582%増加し、前年に比べては 36%増加した\*と発表した。

\*全体のアクセス件数：(2009)28 万件→(2010)64 万件→(2011)136 万件→(2012)139 万件→(2013)190 万件

デザインマップは、デザインの創出とトラブルに弱い中小企業や個人のデザイナーなどを支援するために特許庁が構築した国レベルのデザイン権総合情報インフラとして、昨年、情報提供方法を単純な「情報伝達」中心からユーザー向けのサービス提供など「情報活用」を中心に全面的に見直された。

具体的には、デザインマップの開放型・標準型のオリジナルデータを提供し、民間が自由に利用できるよう API を提供する一方、公共データ法の施行後からは、安全行政部が運営する公共データポータル([www.date.go.kr](http://www.date.go.kr))から情報を積極的に開放・共有してきた。

一方、韓国デザイン進行院が運営する世界最大のデザインポータルサイト「デザインdb([www.designdb.com](http://www.designdb.com))」と専門コンテンツを相互共有し、SNS を通じてデザイン権の 이슈をリアルタイムで提供した。ユーザー配慮型の UI を適用して利便性を高めるなどの取り組みを行ってきた。

韓国知識財産協会の関係者は、「サムスン電子とアップルの知財権係争により、デザイン権の重要性が注目されている時点で、特許庁のデザインマップは、韓国企業のデザイン権創出とトラブルへの対応力の向上など、デザイン競争力の強化に大きく貢献している」と評価した。

キム・ヨンミン長官は、「創造経済時代においてデザインマップが強いデザイン創出に貢献できるよう、デザイン権情報の利用促進だけでなく、国民の情報アプローチ性の改

善、情報格差の解消などに向けた関連の取り組みを持続的に改善していく計画だ」と述べた。

## 2-2 特許出願 6.2%増加に伴い特許審査担当者再配置

韓国特許庁(2014. 1. 17)

韓国特許庁は、審査担当者及び審査処理量の調整機能を担当する審査企画調整委員会を16日に開催したと発表した。

今回の委員会では、特許審査局の審査処理量の見直し、量に基づいた審査官の配置、技術分野別の審査官は位置などの内容が盛り込まれた「特実審査局の担当者及び物量調整案」を審議・議決した。

委員会が開催された理由は2つだ。第1に、特許出願件数の増加に伴う審査官の再配置だ。2013年の特許出願件数は20万5千件あまりで、2012年に比べ6.2%増加し、PCT国際調査の依頼件数も8.5%増加した。そのため、非審査部署の審査官を審査部署に配置するなど、特許出願量の増加を反映した審査人材の効率的な再配置を通じて、2014年の審査処理期間11.7ヶ月の目標の達成を図る。

第2に、2013年9月の審査組織前面改変の後、審査官及び審査処理量の移動の困難についての懸念を払拭するためだ。韓国特許庁は、組織改変の際、技術の融合化・一体化の流れと専門性を反映して組織改変を行ったが、改変後の技術分野別の出願量偏差により、一部分野は、担当審査関数と審査物量の微細調整は求められた。今回の審査企画調整委員会は、技術分野別の出願量を考え、審査担当者と審査量を見直すことで、審査専門性の確保に対する不安の払拭と同時に、震災品質の向上を図った。

特許審査企画局のジェ・デシク局長は、「創造経済時代を向かえ、知的財産、とくに品質の高い特許の重要性が強調されている。今後、定期的な委員会の開催を通じて、出願人中心の特許制度の導入、審査局間の審査量及び短所者数の調整など、高品質の審査サービスシステムの維持に取り組んでいく考えた」と述べた。

## 2-3 KIPO、「R&D 知財統合支援」事業を推進

韓国特許庁(2014. 1. 21)

大学・公的研究機関の能力を向上させようと、政府の支援政策が大きく変わる予定だ。

韓国特許庁は、大学・公的研究機関の優秀な知的財産の創出、活用の能力を強化するため、全周期にわたる統合支援事業を推進する。

今回推進される「R&D 知財統合支援事業」は、これまでは個別で推進された細部事業を相互連携し支援するもので、大学・公的研究機関が政府のR&Dを通じて優秀な知的財産を創出し、効果的に企業移転する能力を持たせ、R&Dの効率性を高めて企業の競争力を強化する支援事業だ。

韓国特許庁は、大学・公的研究機関の知的財産能力を強化するため、現在、知的財産

権中心の研究開発戦略の確立を支援(政府 R&D 特許戦略支援)しており、発明審査を通じて有望な特許を選別して海外特許権の確保、事業化を支援(発明インタビュー及び事業化支援)している。

また、未来創造科学部、中小企業庁などと協力し、ユーザーである中小企業の見方から製品単位などのポートフォリオを構築して移転を促したり、企業が先に必要とする技術を公開させたりして公共特許技術と連携するなど、「知的財産環境の活性化」を積極支援している。

韓国特許庁は、この事業を 2 年単位で最大 4 年まで支援し、1 機関当たり年間最大 3 億ウォン規模を支援する計画だ。今年、まず 3 つの機関に対しモデル事業を実施し、その後、支援機関を拡大していく計画だ。

産業財産振興課のク・ヨンミン課長は、「大学・公的研究機関の高付加価値特許が産業界に効率的に移転され、それで雇用が創出される知的財産基盤の創造経済を構築していくことが重要だ。R&D 知財の特許支援事業を通じて韓国の大学・公的研究機関の知的財産の能力が一層向上できることを期待する」とコメントした。

## 2-4 「デザイン 3.0-デザイン保護と公正取引」コンファレンス開催

韓国特許庁(2014. 1. 23)

韓国特許庁は、韓国デザイン振興院、ソウルデザイン財団とともに、23 日、知識財産センターにて「デザイン 3.0-デザイン保護と公正取引」をテーマに共同カンファレンスを開催する。

デザイン関連の政府機関と公共機関が業務の隔たりを超え、デザイン権利の保護認識の拡大と公正取引環境の構築に向け、共同でコンファレンスを開催するのは今回が初めてだ。

創造経済時代においてデザインは、企業の競争力を左右する重要な価値としてその重要性が主張されているが、デザインの侵害と不公正な取引事例は一層増えている。

知的財産権侵害事件数のなかで、デザイン権が占める割合は 40.9%と、特許や商標より深刻な水準だ。特に、侵害対応に脆弱なデザイン専門会社の 48%が知的財産権による被害経験があり、不公正な取引による被害経験は 67%をも超える。

今回のコンファレンスは、知的財産の担当機関である特許庁と、韓国のデザイン産業の振興を担当している韓国デザイン振興院及びソウルデザイン財団がデザイン侵害と不公正取引の深刻性を直視してその解決策を模索する場だ。デザイン侵害と不公正取引環境により苦しんでいる中小企業やデザイナーに役立つと期待される。

キム・ヨンミン長官は、「今回のコンファレンスは、3 機関が力を合わせて設けた初の行事として、3 機関がデザイン保護と公正な取引に向け取組んでいくと誓う場である。今後、特許庁は、デザイン権利保護を通じて公正な市場秩序が確立され、国民が希望を持って新たなアイデアを創出できるよう、様々なデザイン保護制度と政策を設けていく

構えだ」と述べた。

## 2-5 政府レベルで知的財産権保護及び協力体制の強化

未来創造科学部(2014.1.24)

□国家知識財産委員会は、今年度から文化体育観光部、韓国特許庁および検・警察など知的財産権保護執行関連の省庁が参加する政府レベルの「知的財産権保護政策協議会」を構築し運営する。

○同協議会は、モバイル・オンライン上の侵害、産業情報など技術流出、韓流コンテンツなど海外知的財産権の被害および紛争などに積極的に対応するため、関連省庁間で政策の協力と連携が必要だと判断したからである。

○朴・グンへ大統領も去る1月9日の外国人投資企業家との懇談会で「創造経済の推進と投資家保護のために知財権が確実に保護されるよう最善を尽くします」と約束した。

□同協議会の運営により情報共有、人材教育、合同取締り、海外知的財産権保護および共同キャンペーンなど関連省庁間で協業課題を発掘して積極的に推進することにより、知的財産権侵害対応および保護執行政策の成果を高める計画である。

○隔月で開催される「協議会」は知識財産委員会、外交部、法務部、文化体育観光部、特許庁、検察庁、警察庁、海洋警察庁、関税庁、貿易委員会など所管省庁の課長で構成し、必要に応じて放送通信委員会、農食品部、広域自治体および関連機関なども参加することになる。

□協議会の運営により韓国政府の知的財産権侵害対応および保護執行効率性を一層高め、低評価された韓国の知的財産権保護レベルに対する正当な評価へと誘導するとともに、外国人投資環境の改善に寄与すると期待される。

\*2013年韓国知的財産権保護レベルの国際評価

- WEF48位(vs.国家競争力25位)、IMF40位(vs.国家競争力22位)

「知的財産権保護政策協議会」の運営計画

□推進背景

○政府の持続的な知的財産権保護の取り組みにより、最近、韓国の知財権保護環境は相当改善\*されていることと分析

\*違法な著作物利用：2009年42.4%→2012年32.4%(合法市場規模3兆3千億ウォン)

ほど増加)

米国政府による知的財産権の監視対象国(IP watch list)指定で2009年から5年連続除外

○ただ、国家競争力の水準に比べ低評価\*されている知財権の保護順位を向上させ、貿易・投資環境などに知財関連の KOREA DISCOUNT 要因を減らしていく必要あり

\*2013年韓国の知財権保護水準：WEF48位(vs.国家競争力25位)、IMD40位(vs.22位)

<VIPの外国投資企業者を招いた朝食懇談会(2014.1.9)>

「創造経済の推進のため、投資家保護のため知財権がきちんと保護されるよう最善を尽くしていく構え」

□ 推進の根拠

○知識財産戦略基本法第23条(知的財産権侵害行為に対する対応)

○国政課題「2.創出・保護・保護システムの先進化」のなかの細部課題

ー未来部(国家知財委)、文化体育観光部及び特許庁主管の課題

<国政課題の細部課題及び移行計画>

2-3. 知的財産の権利救済の実効性確保及び侵害対応の強化

ー国内外の知的財産侵害対応を強化

「海外支援センター連携の拡充及び国際協力」

「デジタル・フォレンジックなど、捜査技術の高度化及び特司警など捜査人材の専門性向上、機関同士の情報共有など協力強化」

□ 目的

○グローバル・デジタル環境において知能化、多様化、複雑化している知的財産権侵害の流れに対応し、政府レベルの知的財産権保護システムを強化

ーモバイル・オンライン侵害の増加、技術流出及び奪取、産業財産権と著作権などの混在、3Dプリンター及び遺伝資源など、新たなタイプの知的財産権紛争が予想

現行の部署別に分散された知的財産権の執行システムを連携、相互の情報交流、人材教育、共同の取り締まり及び広報などを通じて執行成果を向上

ー現在、文化体育館後部、農林水産食品部、外交部、特許庁、検察・警察(海警庁含む)、関税庁、貿易委員会及び自治体などが書簡別に分散遂行中

□更正及び運営計画

○(更正)産業財産権及び著作権などの知財権制度と取り締まり・捜査などの執行業務の担当部署(「所管部署」)及び案件別の参加部署(「協力部署」)で構成

－所管部署：知財委(企画団)、法務部、文化体育館後部、外交部、特許庁、検察庁、警察庁、海警庁、関税庁、貿易委員会など

－協力部署：未来創造科学部、安全行政部、産業通商資源部、農林水産食品部、海洋水産部、食品医薬品安全処、放送通信委員会、中小企業庁、文化財庁、国政院、広域自治体など

○(担当)知財委の戦略企画団及び各部署の担当課長

－知財委：知識財産戦略企画団長(主宰)、保護政策課長(幹事)

－部署：所管及び協力部署の知財権保護政策及び執行業務の担当課長

○(会議)隔月開催を原則とするが、懸案が発生したときは随時開催

－「協議会」は、知財委の戦略企画団が運営、支援するが、部署別に巡回開催

－案件によっては関連団体及び機関関係者\*などの参加が可能

\*知識財産保護協会、著作権委員会、KOTRA など

○(議論事項)知財権保護執行の効率性の向上及び協業案など

－部署間の国内外における知財権保護政策の共有及び協業案

－知財権の侵害動向及びモニタリングの共有及び協業策など

－取り締まり及び捜査技術の紹介、特別司法警察など取締りの人材教育など協力案

－違法コピー・模倣品の共同取り締まり及び捜査協力など、部署間の協業拡大案

－知財権の保護キャンペーン及び教育などの広報協力など

－海外の知財権保護(産業技術流出の保護問題を含める)及び進出企業の紛争対応など、関連機関(IP-DESK 及び海外の著作権センターなど)間の協力案など

－「知財権侵害対応及び保護執行の年次報告書」発刊に関する協議など

参考

知識財産権保護法令と部署別の推進業務

□知識財産権関連保護法令

関連法律	所管部処
知識財産基本法	国家知識財産委員会 (未来創造科学部)
特許法、実用新案法、商標法、デザイン保護法、 半導体集積回路の配置設計に関する法律、	特許庁

不正競争防止および営業秘密保護に関する法律、弁理士法	
不公正な貿易行為調査および産業被害の救済に関する法律、 対外貿易法、産業技術の流出防止および保護に関する法律	産業通商資源部 貿易委員会
種子産業法、植物新品種保護法、農薬管理法、農水産物品質管理法	農林畜産食品部 海洋水産部 食品医薬品安全処
民事訴訟法、刑事訴訟法、裁判所組織法、国際司法	法務部
司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律、 共有財産および物品管理法	法務部 安全行政府
関税法	関税庁
著作権法、文化産業振興基本法	文化体育館鋳夫

□ 部署別の知識財産権関連の業務

権利	所管部処	主要業務	細部推進事項
産業 財産権	特許庁	特許、商標、営業秘密およびデザインなど国内外における保護活動、広報および教育など	特許審判および模倣品取り締まりなど
著作権	文化体育観光部	国内外における著作権保護活動、広報および教育など認識の向上活動	著作権侵害取締まり、OSP 対象是正・勧告、在宅モニタリングと ICOP 運営など
取締まり および 捜査など の執行	検察庁	知識財産権侵害物品の違法コピーおよび流通取締まり、捜査など	取締まり人材の専門性強化および捜査技法力量の向上
	警察庁		
	海洋警察庁		
	貿易委員会	知識財産権侵害など 不公正な貿易行為の調査および判定	知的財産権侵害および原産地表示の違反などの調査
	関税庁	関税、水際措置など 対外取引秩序の確立	密輸品の取締まりおよび通関保留措置など

## 模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 LG 化学、日と EU でバッテリーセパレーター特許を登録

デジタルタイムズ(2014.1.22)

LG 化学は、素材大国とされる日本と欧州で 2 次電池のバッテリーセパレート特許の登録に成功した。オリジナル技術のバッテリー安全性が確保され、一層の技術競争力強化につながる。

LG 化学は、最近、欧州と日本の特許庁にバッテリーのコア素材とされるセパレートの完全性を強化する SRS(バッテリー安全性強化セパレート)技術の特許登録を完了したと 22 日に発表した。そのため、同社は、2007 年、韓国で初めて特許登録し 2010 年米国、2012 年の中国に続き、今年、欧州と日本という主な 2 次電池市場でオリジナル技術を確保した。

該当の特許技術は、セパレートの生地に特殊な無機物構造体を形成して陽極と負極が触れたときの段落を安全に遮断するもので、2 次電池バッテリーの安全性を確保する有効な方法の一つだ。とくに、安全性を最も重視する自動車向け中・大型バッテリー市場への進出に決定的な影響を与えるため、受注競争で有利な地位を占められる。

同社は、実際にこの技術で、GM・フォード・ルノ・現代起亜自動車・ボルボなど世界の主な最終自動車メーカーと ABB、ACE、SMA などの主な電力メーカーのバッテリー高級メーカーとして選定されたことがあると強調した。さらに、今回の特許登録を通じて競合会社の模倣可能性も根本的に遮断できたと付け加えた。

同社は、これと関連し、実際に今回の特許登録決定の過程で競合会社が SRS 特許と類似している先行技術があるとして、関連情報を欧州特許庁に 7 回、日本特許庁に 15 回提供するなど、特許登録の阻止を挑んだが、全てを克服したと説明した。

ユ・ジンニョン技術研究院社長は、「莫大な投資コストと人材を投じ、国内外に約 350 件の強力な特許網を構築するなど、世界的に認められた大切なオリジナル技術であるだけに、国の未来の競争力強化のためにも、これを無断で使用する試みがあってはいけない」と力を込めた。

一方、LG 化学は、市場調査機関「ネビガントリサーチ」から、電気車及び ESS 分野の世界リチウムイオンバッテリー製造会社の競争力評価順位において 2012 年から 2 年連続 1 位を獲得した。

<パク・ジョンイル記者>

### 3-2 米裁判所、「サムスンがアップルの自動完成特許を侵害」

デジタルタイムズ(2014.1.22)

米国の裁判所は、サムスン電子によるアップルの自動完成機能(オートコンプリート機能)の特許侵害を言い渡した。

22 日の外国メディアなどによると、米国北部カリフォルニア連邦地方裁判所サンノゼ地裁のコー・ルーシ裁判官は、サムスン電子のスマートフォンがアップルのオートコンプリート機能特許を侵害したという内容が盛り込まれた事実審理省略判決(summary

judgment)を下した。

米裁判所の事実審理省略判決は、原告や被告など当事者の請求により行われる略式裁判だ。

コー裁判官は、サムスン電子のスマートフォン 11 機種がアップルの保有したスマートフォンのオートコンプリート機能に関する特許を侵害したというアップルの主張を認めた。問題となった製品は、サムスン電子の米国モデル 11 機種だ。

さらに、コー裁判官は、サムスン電子が侵害だと主張したマルチメディア同期化特許については、同内容の先行特許がすでに存在しているという理由で無効判決した。

今回の事実審理省略判決は、今年 3 月末で予定されている 2 次の特許訴訟公開裁判を前に、争点事項の一部を整理したもので、今回の判決により、アップルが有利な立場となった。

両社の 2 次特許訴訟の本格的な心理は、3 月 31 日に始まる。これに先立ち、裁判所は、調整のため、両社に対し最高経営者間で来月 19 日前までの交渉を勧告した。

### 3-3 中小企業の成長の妨げになる営業秘密流出の平均被害額が 13.2 億ウォン

韓国特許庁(2014. 1. 23)

[事例 1] 乳酸菌製造会社の A 社で理事兼工場長を務める甲は、在職中に知り得た乳酸菌配合割合などの営業秘密を流出し B 社を設立したことにより、1 年 6 ヶ月の実刑宣告を受けた。

[事例 2] 中国でセキュリティカメラを生産する C 社は、現地雇用人が製品の回路図を窃取した後、他の都市で類似製品を生産し安価な製品を流通して C 社に被害を与えた。

□韓国特許庁は、韓国企業の営業秘密管理、被害状況、隘路事項などを 調査・分析した「韓国企業の営業秘密被害についての実態調査(以下、実態調査)」の結果を発表した。

○実態調査は、韓国企業 1000 社\* を標本にアンケート調査と、過去 3 年間(2010~12 年)の営業秘密に関する判例 538 件(民事 274 件、刑事 264 件)を分析した結果である。

\*標本集団：国内所在の中小企業 800 社、海外進出企業 200 社(大企業含む)

□アンケート調査の結果によると、アンケート調査企業の 67.2%が営業秘密を保有しており、保有している営業秘密の種類は研究開発ノート、新製品アイデア (52.8%)、生産・製造方法(51.9%)などが最も多かった。

○管理基準については、過半数が(57.3%)営業秘密流出に脆弱であり危険に露出されていると答えており、これは技術が流出される危険が高いだけでなく、流出されても営

業秘密の成立要件\*である秘密管理性を認めてもらうのが容易ではないと予想される。

\*営業秘密の成立要件：非公知性、経済的流用性、秘密管理性

○被害状況については、韓国国内所在の中小企業の 9.4%、海外進出企業の 14.6%が営業秘密の流出経験があると答えた。

○平均被害額は営業秘密の種類により差があるものの、設計図の場合は国内が 13.2 億ウォン、海外は 7.0 億ウォンであった。

○営業秘密を流出した者は、国内の場合は退職職員(78.7%)が最も多く、海外の場合は協力および競合会社の従事者(76.7%)と雇用外国人(60.0%)による流出が多かった。

○流出時に何らかの処置を取っていない企業の割合は、国内外とも 30%以上(31.1%、33.3%)と示され、事由は「流出事実の立証が難しかったから」との答えが一番多かった。

□判例分析の結果においても退職者による流出の割合(75.2%)が一番高く、中小企業間での営業秘密流出事件が一番多かったが(88.8%)、大・中小企業間(8.6%)事件も少なくなかった。

○営業秘密の民事事件(36%)の場合は、一般事件(5%)に比べ仮処分決定の割合が高く、損害賠償に関する認容決定件数および割合は過去 3 年間増加\*している。

\*認容決定件数/割合(%):(2010 年)10 件/18.2% →(2011 年)15 件/30% →(2012 年)24 件/49%

○刑事事件の有罪率は 76.9%で一般事件(2011 年 80.6%)に比べ多少低いが、過去 3 年間で増加傾向を見せており、量刑の場合は執行猶予、罰金型の順であった。

\*営業秘密事件の有罪率(%):(2010 年)71.6% → (2011 年)71.1% → (2012 年)83.5%

○営業秘密事件(16.0%)の場合は、一般事件(44.0%)に比べ罰金型の割合が低く、現行「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」で財産上の利益額がない場合は罰金型を賦課できないためであると分析される。

- ただし 2014 年 1 月 31 日から施行される改正法では、財産上の利益額がない場合も罰金型を賦課\*でき、営業秘密流出関連の罰金型の割合が高くなるもとを見込まれる。

\*(不競法第 18 条)10 年以下の懲役または財産上の利益額の 2 倍以上 10 倍以下 → 10

年以下の懲役または1億ウォン以下の罰金に処する。

□今回の調査結果をもとに韓国特許庁は、中小企業が現場で感じる隘路事項を聞いて弁護士、弁理士などの専門家の意見を收取し、「中小企業の営業秘密保護に関する方策」をつくる予定である。

添付

営業秘密被害の実態調査結果(要約)

## 1. 調査概要

□ 国内及び海外進出した中小企業を対象に、営業秘密侵害関連のアンケート調査及び営業秘密関連の国内判例に関する分析を実施

○ (アンケート調査) 国内の中小企業 800 社(海外 200 社)を標本\*として営業秘密の管理現状・侵害現状・隘路事項などに関するアンケート調査を実施

\* (母集団) 2013 年イノビズ・メインビズに登録されている 15、585 社(中国など海外に進出した中小企業 5、952 社)

○ (判例) 最近の3年間(2010～2012)の営業秘密に関する判例 538 件(民事 274 件、刑事 264 件)を対象に、流出者・営業秘密の種類・処理機関などを分析

## 2. アンケート調査を通じた韓国企業の営業秘密の現状

□ (管理現状) 調査企業の 67.2%(538 社)が営業秘密を保有していると回答

○ (種類) 有している営業秘密としては、研究開発ノート、新製品アイデア(52.8%、284 社)、生産・製造方法(51.9%、279 社)など

○ (管理水準) 過半数以上(57.3%、458 社)が営業秘密の流出に脆弱であり、リスクに露出されていて、11.3%(90 社)だけが、管理体制を整えていると回答。

- 積極的な管理ができない理由として、必要性の認識が不足(41.0%)、実現方法が分からない(1.7%)、予算不足(25.1%)

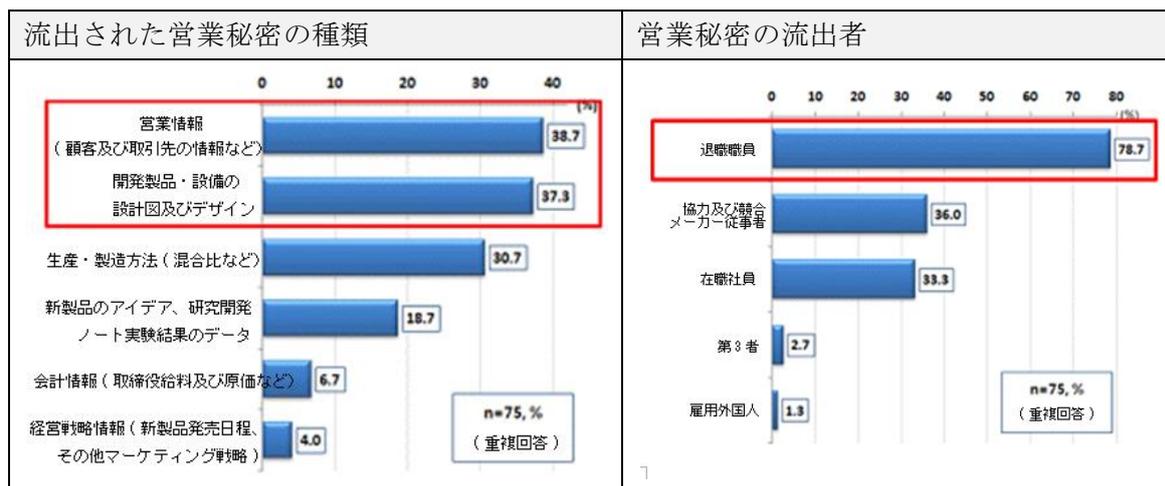
### (分析 1)中小企業の営業秘密管理水準

○KIPO と中小企業庁の調査結果、中小企業の技術保護インフラが非常に脆弱であることが把握

○これは、技術流出のリスクが高いだけでなく、トラブルが発生したとき、営業秘密管理体制の不十分が理由に、営業秘密の要件である秘密管理性が認められがたくなると予想

□ (侵害の現状)調査企業の 9.4%(75 社)が営業秘密の流出を経験、平均 2.9 回

○ (種類) 流出された営業秘密は、営業情報(38.7%)と開発製品の設計図(37.3%)が最も多く、主に退職者(78.7%)によって流出されている。



## (分析 2) 退職者に対する措置

主に退職者により営業秘密が流出されていて、これに対する集中的な措置が求められるが、60.9%(487 社)が別途の措置を取っていないため、この部分の支援が必要

○ (被害額) 流出時に被害額が最も多い営業秘密は、開発製品の設計図

営業秘密の種類	事例数(名)	分からない(名)	平均被害額(億ウォン)
営業情報	29	9	4.0
開発製品の設計図など	28	11	13.2
生産・製造方法	23	10	11.3
研究開発ノート・新製品のアイデア	14	6	5.2
会計情報	5	3	0.3
経営戦略情報	3	1	5.8

□ (対応現状) 営業秘密が流出したとき、「これといった措置は取らなかった」という答えが 31.1%(23 社)で最も多く、警告状の発送(27.0%)、システム整備(20.3%)

○ (未措置の理由) 流出事実の立証が難しい(47.8%)、被害が小額であったため(21.7%)、現在の取引関係を維持するため(13.0%)

○ (隘路事項) 営業秘密の保護に関する隘路事項としては、関連法律の熟知の困難さ

(27.6%)、 専門人材の不足(20.1%)、 管理方法が分からない(19.6%)

3. 国内企業と海外進出企業の営業秘密被害の実態調査結果を比較

営業秘密保有及び管理水準

○ 国内企業(67.2%)と海外進出企業(68.4%)が類似な水準で営業秘密を保有していると回答したが、

○ 海外進出企業(67.5%)が国内企業(57.3%)より「法的な保護が受けられにくく、営業秘密の流出リスクがより高い」と認識している。

営業秘密の侵害現状

○ 侵害経験の割合は、海外進出企業(14.6%)が国内企業(9.4%)より高いが、

○ 流出の頻度は、国内企業(2.9回)が海外進出企業(2.6回)よりやや高い。

○ 海外進出企業の営業秘密の主な流出者は、協力・競合メーカー従事者と雇用した外国人で、国内企業の場合(退職者)とは異なっている。

【 流出被害額 (単位：億ウォン) 】

営業秘密の種類	国内企業	海外進出企業
営業情報	4.0	2.2
開発製品の設計図など	13.2	7.0
生産・製造方法	11.3	5.5
研究開発ノート・ 新製品のアイデア	5.2	5.3
会計情報	0.3	-
経営戦略情報	5.8	1.1

営業秘密侵害への対応現状

○ 流出のとき、未措置の割合は類似(31.1%、 33.3%)していて、主な理由として国内・海外企業ともに「流出事実の立証の困難さ」を挙げた。(国内 47.8%、 海外 60.0%)

4. 判例の分析を通じた韓国企業の営業秘密現状

一般現状

○ (民事) 民事事件の場合、本案事件と仮処分がそれぞれ 64%と 36%で一般事件(本案 95%、 仮処分 5%)に比べて仮処分決定の割合が高め

### (分析 3) 仮処分決定の割合が高いことに対する分析

これは、転職禁止関連事件(88件)の大半が仮処分事件に処理されるという傾向と、営業秘密の民事事件は、迅速な権利救済が必要とされることに起因した現状だと分析される。

○ (刑事) 営業秘密事件の有罪率は、76.9%と、一般事件(2011年 80.6%)に比べてやや低いほうだが、この3年間増加\*傾向にある。

\* 営業秘密事件の有罪率(%) : (2010) 71.6% → (2011) 71.1% → (2012) 83.5%

### □ 事件当事者・営業秘密の内容・流出者・流出経路

区分	民事	刑事
当事者	中小 VS 中小(88.7%) 中小 VS 大手企業 (8.0%)	中小 VS 中小 (89.0%) 中小 VS 大手企業 (9.1%)
営業秘密の内容	設計図面 (47.0%) 営業情報 (23.0%)	設計図面(47.0%) 営業情報(17.0%)
流出者	退職者 (80.0%) 競合メーカー従事者(15.0%)	退職者(68.7%) 競合メーカー従事者(11.3%) * 雇用外国人 (4.6%)
流出経路	競合会社に就職 (84.2%)	競合会社に就職(78.4%)

### (分析 4) 実態調査の結果及び判例分析の比較

○判例と実態調査の結果に照らし合わせたとき、営業秘密流出の当事者は、中小企業と中小企業の間で最も多く発生しており、主に退職者が競合会社に就職するなどの形で流出していることがうかがえる。

○中小企業に競業禁止約定書のガイドなどを積極的に普及し、退職者による営業秘密の流出を防止・対応できるよう支援する必要がある。

### □ 損害賠償及び量刑の比較

○ (民事) 損害賠償の請求件数は、この3年間減少\*しているが、認容決定件数及び比率は増加\*\*しており、

\* 損害賠償請求件数(件) : (2010) 55 → (2011) 50 → (2012) 49

\*\* 認容決定件数及び割合(%) : (2010)10件/18.2% → (2011)15件/30% → (2012)24件/49%

- 請求金額の平均は 13.0億ウォン、認容金額平均は 2.4億ウォンの水準

○ (刑事) 量刑は、営業秘密事件は執行猶予、罰金刑、1年未満の順に多く、3年以上の刑を言い渡したことはない。

## 【2011年における一般事件との量刑の比較】

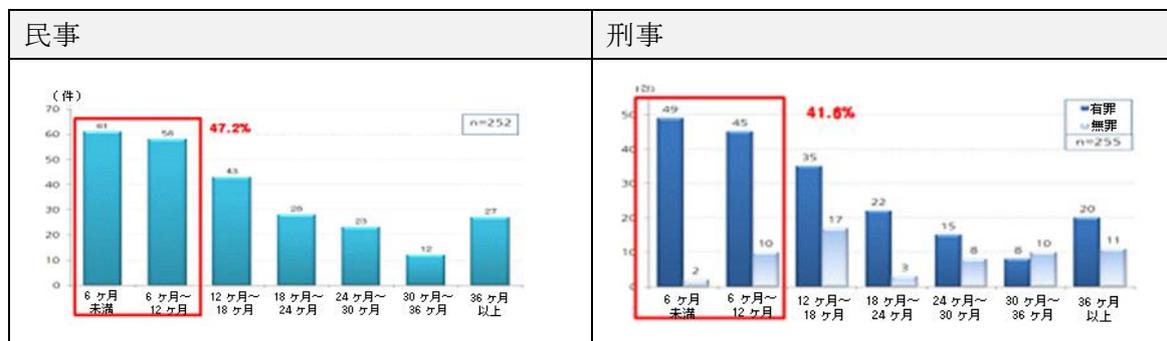
区分	営業秘密	一般事件
宣告猶予	2.0%	2.4%
罰金刑	16.0%	44.0%
執行猶予	66.0%	32.0%
1年未満	6.0%	9.1%
1年以上～3年未満	10.0%	9.0%
3年以上	0.0%	3.5%

### (分析 5) 量刑の分析

○ 営業秘密事件が一般事件に比べて罰金刑の割合が低いのは、現行の法律上、財産上利得額がない場合は、罰金刑を課せられないことが原因となっており、2014年の改正法の施行により、今後は、罰金刑の割合が高い可能性がある。

#### □ 確定機関

○ 民事・刑事事件の場合、1年以内に確定される場合が47.2%、41.6%だが、無罪事件の場合、1年以上長期化事例が多数発生(79.7%)



### 3-4 サムスン電子とグーグルがクロスライセンス契約を締結

電子新聞(2014. 1. 27)

サムスン電子とグーグルが広範囲に及ぶグローバル特許クロスライセンス契約を締結した。

サムスン電子は、グーグルとの間で、互惠原則に基づいて広範囲な技術・事業領域に関する特許クロスライセンス契約を締結すると27日に発表した。

今回の契約を通じて両社は、従来の特許をはじめ、今後10年の間に出願する特許まで共有するという。協力を通じて業界をリードしている両社の特許ポートフォリオを活用できるようになり、現在にとどまらず、未来の製品・技術開発分野で連携を強化する土台を構築したといえる。

日々激しくなっている特許訴訟に備え、両社ともに強力な競争力を確保することになる。とくに、サムスン電子がアップルと繰り返している特許係争において、グーグルの加勢は大きな力になる見込みだ。

サムスン電子知財センターのアン・スンホ副社長は、「今回のグーグルとの契約締結は、消耗的な競争よりは、協力を通じてこそ一層の発展が図れることを示すもので、IT 業界にも大変意味深いことだ」とコメントした。

グーグルの特許担当顧問は、「サムスン電子とクロスライセンスを締結することをうれしく思う。こうした協力を通じて潜在的な訴訟リスクを回避し、革新に集中できるだろう」と述べた。

<クオン・ゴンホ記者>

### 3-5 サムスン電子、エリクソンとクロスライセンス締結

デジタルタイムズ(2014.1.27)

特許訴訟を繰り返してきたエリクソンとサムスン電子だが、合意を通じて訴訟を取りやめ、「クロスライセンス」契約を締結すると 27 日に発表した。クロスライセンスの締結と同時に、両社が ITC に要請した輸入差止め措置も自動的に解除される。

エリクソンは、2012 年、使用料についての異見が埋められず、米国テキサス地方裁判所と ITC に特許侵害訴訟を提起した。両社は、2001 年と 2007 年、通信特許関連の相互ライセンス契約を結んだが、再契約の交渉では合意にこぎつけず、結局、裁判沙汰にまで拡大した。サムスン電子も控訴し、両社の葛藤の溝は深まるばかりだった。

エリクソンは、今回の合意により、サムスン電子から一括払いと多年間のロイヤルティを受けることになった。ただ、ロイヤルティの契約期間と金額は、両者間の秘密協約維持条項により非公開に付された。エリクソン側は、今回の取引により、昨年第 4 四半期売上高は焼く 7041 億 400 万ウォン、純利益は 5547 億 9600 万ウォン増加すると見込まれている。

エリクソンの最高値的財産権責任者(CIPO)は、「エリクソンとサムスンの間で進められている全ての特許訴訟について合意を得た。お互いの技術をライセンス化して公正な費用を支払えるようになった。裁判を回避し、両者間の合意を通じて問題を解決したことに大きな意味がある」と述べた。

<パク・ソヨン記者>

### デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 曲がるスマートフォンには曲がるバッテリー

韓国特許庁(2014.1.17)

曲がったり折りたためたりできるフレキシブル IT 機器の出願とともに、フレキシブルリチウム 2 次電池の特許出願が急増している。

昨年 10 月、サムスン電子は、左右に曲がっているスマートフォンを世界で始めて発売したが、その直後に LG 電子も上下が曲がっているスマートフォンを発売した。

アップルも曲面スマートフォン市場に参入する見通しで、映画で出てきそうな先端端末フレキシブルスマートフォンの時代も近づいてきている。

こうしたフレキシブル IT 機器の本格的な普及のために解決すべき課題は、フレキシブルバッテリーの開発だ。

リチウム 2 次電池は、こうした次世代技術を実現するためのコア部品として 1991 年始めて登場した。携帯向け電子機器の移動用電源として毎年 10%以上成長し、次世代電気自動車(HEV, PHEV, EV)及びスマート電力網(Smart Grid)に用いられるエネルギー貯蔵システム(ESS, Energy Storage System)産業の活性化につながることで期待されるなど、市場は日々拡大している。

韓国特許庁によると、この 10 年間(2004~2013 年)のリチウム 2 次電池に関する韓国の特許出願件数は 7181 件で、年平均 11.5%に着実に増加している。

とくに、バッテリーの形の変化に伴う発熱や爆発など、安全性問題を解決する技術開発が積極的に行われる中、2001 年から 2009 年まで計 24 件に過ぎなかったフレキシブルバッテリーの出願は、2010 年から 2013 年まで計 107 件が出願されるなど、増加基調を示している。

2001 年から昨年までの同分野における出願を出願人別に分析すると、LG 化学が技術開発に最も積極的で 58%を占め、サムスン SDI が 9%で後を次いでいる。

こうしたメーカーの積極的な出願は、昨年世界初に発売された曲面スマートフォンの発売とともに、今後フレキシブル IT 市場の主導権を確保するための戦略が背景にあったとみられる。

細部的な出願割合をみると、ウェアラブル IT 機器に適合したケーブルバッテリーが 50%の割合で最も高く、四角いポーチバッテリーに曲面形状加工する技術が 22%、柔軟性を有する薄膜電池が 10%を占め、その後のパッケージング技術及び素材技術などが 18%の割合を占めている。

韓国特許庁の関係者は、これまでは、優秀な製造技術と高い品質管理能力で日本や中国のメーカーと競争をしてきた国内の電池メーカーが、これからは、「世の中にはなかつ

たデザインのバッテリー」を作られるような創造的な技術力を通じて優位を占めなければならず、そのため、産学研協力強化を通じた戦略的な技術開発及びオリジナル技術の確保が求められると述べた。

## 5-2 造船海洋特許、量より質で勝負する 때가来た

韓国特許庁(2014. 1. 20)

造船海洋産業の不況が長期化していることから、造船海洋分野の特許出願も昨年大幅低下した。2008年以來始めて特許出願の上昇基調が低下に転じたと分析される。

韓国特許庁によると、昨年、造船分野(B63)の特許出願は、前年比 18%(580 件)減少した 2661 件だという。

技術分野別では、船体構造及びデザイン分野(B63B)の出願が前年比 385 件と、著しく減少して先般向け推進装置分野(B63H)が 109 件で後を次いだ。

特許出願は減少したが、昨年の造船分野(B63)の特許登録は、前年より 63%(552 件)も増加した。

これと関連し、韓国造船大手 3 社の特許関係者は、「これまで推進してきた造船海洋分野の特許出願の量を増やす戦略は取りやめ、これからは特許の登録率を高め、コア特許を確保するなど、特許の質を高めることに力を入れている」と強調した。

韓国の船舶大手 3 社の特許登録件数は、前年比 67%(831 件)増加し、とくに、サムスン重工業とデウ造船海洋の場合、昨年、それぞれ 90.7%、87.1%の高い特許登録増加率となった。

一方、特許庁造船海洋特許研究会の最近の発表によると、韓国造船大手 3 社の場合、欧州特許庁統計を基準に知的財産担当人材の数がそれぞれ必要人員の 20%(現代重工業)、27%(サムスン重工業)、26%(デウ造船海洋)にすぎないという。

これと関連し特許庁の関係者は、「これからは、特許出願の量的な成長とともに、知的財産専門組織及び人材の数を拡充して専門性を高めて、各会社にあわせた特許戦略の確立、特許の質の向上に取り組むべきだ」と指摘した。

## 5-3 ブルームバーグ、「世界 1 位の革新国は韓国」

デジタルタイムズ(2014. 1. 23)

韓国が米国経済専門誌ブルームバーグが選定した世界革新国ランキングで 1 位となった。23 日、ブルームバーグによると、韓国は、総合点数 92.10 点を獲得し、最も革新的な国に選定された。昨年はアメリカに続き 2 位だった。

ブルームバーグは、世界 215 カ国を対象に研究開発投資と製造能力、生産性、先端技術の集中度、高等教育の効率性、研究員の分布度、特許登録活動など、7 つの部門を評価して点数化した。

韓国は、製造能力特許活動部門が中国と台湾に続き 2 位となった。研究開発投資と先端技術の集中度、高等教育の効率部門は 3 位、研究員分布度では 6 位にランクされ、高い評価を受けた。ただ、生産性部門は 33 位で、スロベニア(32 位)、ポルトガル(34 位)とともに中下位にとどまった。

スウェーデンは 90.80 点で、総合評価 2 位となり、昨年 1 位だった米国は 3 位(90.69)にランクダウンした。昨年 6 位だった日本(90.41)は 4 位にランクアップし、29 位だった中国(70.51)は 25 位に 4 ランク上昇した。

特に中国は、製造能力部門で 1 位となり、特許活動部門でも 4 位を記録した。製造能力は、国内総生産(GDP)に比べた製造業の付加価値割合と製造業輸出品における科学機器(scientific instruments)など技術集積型商品が占める割合を考慮して評価するもので、中国の製造業が高付加価値商品を通じて成長していると分析される。

<カン・ヒジョン記者>

## 5-4 最近スマート眼鏡の特許出願が急増

韓国特許庁(2014. 1. 28)

スマートフォンの普及とウェアラブルデバイスへの社会的関心の高まりなどにより、頭に着用するスマート眼鏡関連の特許出願が急増している。

韓国特許庁によると、スマート眼鏡の特許出願は 2009 年 29 件、2010 年 38 件、2011 年 37 件、2012 年 45 件、2013 年 73 件と、2013 年に大幅増加した。

スマート眼鏡は、ヘッドマウントディスプレイ(頭部装着ディスプレイ、Head Mounted Display; HMD)の一種として、頭に装着して目の前に情報を映し出すディスプレイ装置だ。

この技術は、初期に医療、軍事分野で拡張現実を利用したシミュレーションなどに適用されたが、ディスプレイ前面が塞がれ、前方の風景が見られない問題などでその用途が限られていた。

2013 年 2 月、グーグルがシー・スルー(See Through)機能搭載の「グーグルグラス(Google Glass)」を発売してからは、モバイル機器としての商業的な利用可能性が認められ、IT 分野の次世代新製品として注目されている。

出願の内容を分析すると、ユーザーの利便性を考慮したインターフェース(UI)技術が 101 件(29.7%)、スマートフォンなど他機器との連動のためのコントロール技術が 90 件(26.5%)、映像情報の表示コントロール技術が 61 件(17.9%)、光学技術が 48 件(14.1%)、眼鏡の形状・構造技術が 40 件(11.8%)の順となっている。

とくに、手の代わりに音声や動きによる命令などでスマート眼鏡を操作するユーザーインターフェース(UI)技術の特許出願が積極的に行われており、スマート眼鏡をスマートフォンのように使ったり、アプリと連携してゲームが楽しめたり、シミュレーションが遂行できる技術も着実に増加している。

最近、グローバル企業もこの分野に関心を寄せている。ソニーは、CES2014 で眼鏡とほぼ類似している「スマートアイグラス」を紹介し、今年 6 月ワールドカップ開幕に合わせて発売する予定で、マイクロソフトも 2013 年 10 月「MS グラス」の試作品製作を完了し、性能テストを終えた。

サムスン電子もすでに昨年、スマートフォンデザインの登録を終え、LG 電子も「G グラス」の商標出願を行ってスマート眼鏡市場への進出を準備している。今後、スマート眼鏡を巡る競争はさらに激化すると見込まれる。

韓国特許庁の関係者によると、「ウェアラブルデバイスが注目されている最近のスマートフォン市場でスマートフォン眼鏡が競争力を備えるためには、重さ、デザイン、電子波などのハードウェア的な要素だけでなく、ソフトウェアであるアプリケーションの豊富な開発及び新たな応用分野における画期的な研究が持続的に行われるべきである」とのべた。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。  
お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム